8　新規則附則第六条第七十八項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する土地に対して課すべき固定資産税又は都市計画税について適用し、施行日前に取得された旧規則附則第六条第七十二項に規定する土地に対して課する固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

9　平成二十三年五月二日から平成三十年三月三十一日までの間に取得された改正法附則第二十条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第一条の規定による改正前の法附則第五十六条の二第一項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、旧規則附則第二十四条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「政令附則第三十三条の二」とあるのは、「地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百二十五号）附則第八条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による改正前の政令附則第三十三条の二」とする。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第八条　三十年十月新規則第十六号の五様式は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に行われる地方税法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（以下この条において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ税について適用し、同日前に行われた売渡し等に係る製造たばこに対して課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市町村たばこ税の申告方法等）

第九条　改正法附則第二十三条第三項の規定による申告書及びこれに係る修正申告書の様式は、別記第二号様式によるものとする。

2　改正法附則第二十三条第五項の規定により卸売販売業者等（同条第二項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。）又は同条第二項に規定する小売販売業者が市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金を納付するときは、当該地方団体の徴収金に規則第三十四号の二の五様式による納付書を添えて納付するものとする。

3　卸売販売業者等が、改正法附則第二十三条第二項の規定による市町村たばこ税に相当する金額について、控除又は還付を受けようとする場合には、規則第十六条の二の五又は第十六条の四の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき三十年十月新規則第十六号の五様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこ（同項に規定する製造たばこをいう。以下この項において同じ。）について改正法附則第二十三条第二項の規定により市町村たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類を同申告書に添付しなければならない。

（事業所税に関する経過措置）

第十条　新規則第二十四条の二十二の規定は、同条に規定する助成金の支給に係る施設又は設備に係る事業所等（地方税法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。以下この条において同じ。）において行う事業に対して課すべき事業所税について適用し、旧規則第二十四条の二十二に規定する助成金の支給に係る施設又は設備に係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（地方揮発油譲与税法施行規則の一部改正）

第十一条　地方揮発油譲与税法施行規則（昭和三十一年総理府令第七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項の表第二項の項中「の特例人口に、昼間人口」を「特例昼間人口（」に改める。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「第三十四項、第三十五項、第三十八項及び第三十九項」を「第三十六項、第三十七項、第四十項及び第四十一項」に、「第三十四項及び第三十五項」を「第三十六項及び第三十七項」に改め、「第三項、第四項」の下に「、第五項」を加え、「第十項及び第十一項」を「第十項、第十一項及び第十二項」に、「第九条第十八項」を「第九条第十七項」に改め、「第十五条の十第二項」の下に「、第十五条の十一第二項」を加え、別表地方税法施行令の項中「第四十八条の十二第一項において準用する場合を含む。）」の下に「、第九条の六の二第二項、第九条の六の三第二項」を、「第四十八条の九の十九第三項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）」の下に「、第四十八条の十二の二第二項、第四十八条の十二の三第二項」を「第五十二条の十三の二第四項、第五十二条の十三の三第五項、第五十二条の十三の四第一項」に改め、「附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。）」の下に「、第十一条第四十六項」を加え、「、第十二条第九項」を削り、別表地方税法施行規則の項中「附則第六条第二十五項」を「附則第六条第二十八項」に改める。

（地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部改正）

第十三条　地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中地方税法施行規則附則第二十四条の二の見出しを改め、同条を附則第二十五条とする改正規定を削る。